

● 幼い子どもを育てながら働き続けるために

短時間勤務制度

- ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。

（育児・介護休業法第23条）

所定外労働の制限

- ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

（育児・介護休業法第16条の8）

育児休業が終わっても、子育てはまだ入口…



子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。

（有給か無給かは会社の定めによります。）

（育児・介護休業法第16条の2、第16条の3）

時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

また、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならないことになっています。

（育児・介護休業法第17条、第19条）

母性健康管理措置について
もっと詳しく知りたい

産休を取りたいと申し出たら、退職勧奨を受けた。
辞めたくないので
相談にのってほしい

育児休業を取ろうとしたら、
前例がないと言われた。
どうしたらよいか

◎このパンフレットの内容や母性健康管理、育児休業制度などについてももう少し詳しく知りたい方は、

- 女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省ホームページ）
（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/index.html>）

- 妊娠・出産に関する法制度等についての情報提供サイト
「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」
（<http://www.bosei-navi.go.jp/>）

「女性にやさしい職場づくりナビ mobile」（<http://www.bosei-navi.go.jp/mobile>）
右のQRコードからアクセスできます。



◎母性健康管理（妊娠・出産）や育児休業の取得に関して職場でのトラブルでお困りの方は、

- 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内
（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/woman/dl/01.pdf>）

また、最寄りの都道府県労働局雇用均等室（一覧は裏表紙をご覧ください）へどうぞおたずね、ご相談ください。